

# 第66回 定時株主総会 継続会開催のご案内

---

日時 2020年9月29日（火曜日）  
午後2時

場所 北海道函館市本町6番12号  
**テーオービル4階**  
(2020年8月27日開催の定時株主総会の会場から変更して  
おりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参  
照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

## 目次

---

第66回定時株主総会 継続会開催のご案内……	1
(提供書面)	
事業報告 ……………	2
連結計算書類 ……………	19
連結計算書類に係る監査報告 ……………	22
計算書類 ……………	26
計算書類に係る監査報告 ……………	29

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

- ・本継続会へのご出席に際しましては、マスク着用などの感染予防にご留意いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用のご協力をお願いする場合がございます。また、体調がすぐれない株主様には、スタッフよりお声掛けのうえ、出席をお控えいただく場合がございます。

株式会社 テーオーホールディングス

証券コード 9812

2020年9月18日

## 株 主 各 位

北海道函館市港町3丁目18番15号  
株式会社 テーオーホールディングス  
代表取締役社長 小笠原 康 正

### 第66回定時株主総会継続会開催のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、ご出席の際は、お手数ながら同封の「第66回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2020年8月27日開催の第66回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第66回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月29日（火曜日）午後2時

2. 場 所 北海道函館市本町6番12号

テーオービル4階

（2020年8月27日開催の定時株主総会の会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第66期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- 
1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://tohd.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  2. 当社は、法令及び当社定款第15条に基づき、提供書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://tohd.co.jp>) に掲載しておりますので、本継続会開催のご案内の提供書面には記載しておりません。

(提供書面)

# 事業報告

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

## 1. 当社グループの現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 当社グループの事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、国内経済は急速に悪化し、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは事業ポートフォリオの再構築を進めており、既存事業である流通事業（ホームセンター事業）及び自動車関連事業をコア事業と位置づけ、積極的な事業展開を進めております。自動車関連事業におきまして、2019年6月に北見三菱自動車販売株式会社（本社：北海道北見市）の全株式を取得、2019年11月に中古車買取販売事業のガリバーFC店の運営を開始するなど、自動車販売事業の強化・拡充を進めております。

また、収益改善に向けた各種施策の一環として、2019年11月に当社の連結子会社である株式会社テーオーフォレストが営む木材事業のうち、フローリングに関する事業を会社分割（吸収分割）により、新たに設立した100%子会社である株式会社テーオーフローリング（以下「TOFL社」といいます。）に承継させ、TOFL社株式の50%を大建工業株式会社に譲渡いたしました。なお、本件譲渡に伴い、TOFL社は当社の連結子会社から持分法適用会社に変更しております。

当連結会計年度の売上高は35,634百万円（前連結会計年度比2.3%減）、営業損失は375百万円（前連結会計年度は271百万円の損失）、経常損失は552百万円（前連結会計年度は354百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,929百万円（前連結会計年度は263百万円の損失）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

#### （木材事業）

連結子会社であったTOFL社が持分法適用会社に変更したことにより、フローリングに関する事業の業績が除外されたこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、建築資材等の納品に遅れが生じたことなどから売上高は前連結会計年度を下回りました。利益面につきましては、売上高の減少に伴い損失額は拡大しました。

この結果、売上高は6,244百万円（前連結会計年度比30.9%減）、営業損失は171百万円（前連結会計年度は158百万円の損失）となりました。

#### （流通事業）

記録的な暖冬による季節商品への影響のほか、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による外出自粛等により消費マインドが低下したことの影響などにより、売上高は前連結会計年度を下回りました。利益面につきましては、営業費用圧縮の効果などにより前連結会計年度を上回りました。

この結果、売上高は13,404百万円（前連結会計年度比4.2%減）、営業利益は96百万円（前連結会計年度比76.4%増）となりました。

（住宅事業）

戸建住宅の受注件数は前年並みに推移しましたが、当連結会計年度の引き渡し物件が減少したことなどにより売上高は前連結会計年度を下回りました。利益面につきましては、営業費用の圧縮に努めたものの、販売用不動産の評価損を計上したことに伴い、損失幅は拡大しました。

この結果、売上高は996百万円（前連結会計年度比15.9%減）、営業損失は297百万円（前連結会計年度は78百万円の損失）となりました。

（建設事業）

前連結会計年度末から進行中の大型物件において、当連結会計年度の進捗に対する売上高が計上されたことなどに伴い、売上高及び営業利益は前連結会計年度を大幅に上回りました。

この結果、売上高は3,537百万円（前連結会計年度比93.9%増）、営業利益は109百万円（前連結会計年度は7百万円の損失）となりました。

（不動産賃貸事業）

売上高は311百万円（前連結会計年度比23.8%減）、営業利益は90百万円（前連結会計年度比21.2%減）となりました。

（自動車関連事業）

消費税増税前の駆け込み需要が一部見られたものの、増税後の駆け込み需要の反動減による影響、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費マインドの低下、また、全般的に新車の販売台数が低調に推移するなど厳しい状況で推移しましたが、当連結会計年度において北見三菱自動車販売株式会社、中古車買取販売事業のガリバーFC店の経営成績が反映されたことに伴い、売上高は前連結会計年度を上回りました。利益面につきましては、営業費用の圧縮に努めましたが、販売台数の減少等に伴い損失額が拡大しました。

この結果、売上高は9,936百万円（前連結会計年度比12.5%増）、営業損失は105百万円（前連結会計年度は72百万円の損失）となりました。

（スポーツクラブ事業）

売上高は144百万円（前連結会計年度比17.2%減）、営業損失は36百万円（前連結会計年度は23百万円の損失）となりました。

## 事業別売上高（連結）

事業区分	前連結会計年度 自2018年6月1日 至2019年5月31日		当連結会計年度 自2019年6月1日 至2020年5月31日	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
木 材 事 業	9,036	24.8	6,244	17.5
流 通 事 業	13,986	38.3	13,404	37.6
住 宅 事 業	1,185	3.2	996	2.8
建 設 事 業	1,823	5.0	3,537	9.9
不 動 産 賃 貸 事 業	408	1.1	311	0.9
自 動 車 関 連 事 業	8,831	24.2	9,936	27.9
ス ポ ー ツ ク ラ ブ 事 業	174	0.5	144	0.4
そ の 他 事 業	1,031	2.8	1,058	3.0
合 計	36,478	100.0	35,634	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額は921,331千円であり、設備の増設等に係る費用であります。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2019年11月に当社の連結子会社である株式会社テーオーフォレストが営む木材事業のうち、フローリングに関する事業を会社分割（吸収分割）により、新たに設立した100%子会社であるTOFL社に承継させ、TOFL社株式の50%を大建工業株式会社に譲渡いたしました。なお、本件譲渡に伴い、TOFL社は当社の連結子会社から持分法適用会社に変更しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2017年 5月期)	第 64 期 (2018年 5月期)	第 65 期 (2019年 5月期)	第 66 期 (2020年 5月期)
売 上 高(百万円)	40,187	39,362	36,478	35,634
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△423	△1,282	△263	△1,929
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△67.58	△202.93	△41.10	△301.34
総 資 産(百万円)	30,305	29,115	27,673	25,900
純 資 産(百万円)	3,367	2,202	1,746	94
1株当たり純資産額 (円)	537.60	343.69	272.49	14.77

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数第3位を四捨五入して算出しております。  
3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第63期については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2017年 5月期)	第 64 期 (2018年 5月期)	第 65 期 (2019年 5月期)	第 66 期 (2020年 5月期)
売 上 高(百万円)	27,622	2,041	1,595	1,533
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△520	△403	△112	△2,032
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△82.47	△63.68	△17.48	△317.15
総 資 産(百万円)	26,475	19,872	18,995	16,141
純 資 産(百万円)	3,041	2,614	2,450	565
1株当たり純資産額 (円)	481.83	408.00	382.41	88.19

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数第3位を四捨五入して算出しております。  
3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第63期については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。  
4. 第63期並びに第64期における損益変動の主な理由は、2017年6月1日付で当社が株式分割を実施し、持株会社体制へ移行したことによるものであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社テーオーフォレスト	100百万円	100%	木材・建材の販売、戸建住宅の施工販売及びマンション販売
株式会社テーオーリテイリング	100百万円	100%	D I Y用品及び食料品等の販売
株式会社テーオーデパート	100百万円	100%	百貨店、家具専門店、携帯電話代理店業、消費者ローン（自社ローン）
株式会社テーオー総合サービス	50百万円	100%	ケアサービス業、損害保険代理店業及び生命保険募集業、リース業、スポーツクラブ、スイミングスクールの運営業
小泉建設株式会社	50百万円	100%	建設工事業
函館日産自動車株式会社	50百万円	100%	自動車販売及び自動車修理
北見日産自動車株式会社	90百万円	100%	自動車販売及び自動車修理
北見三菱自動車販売株式会社	90百万円	100%	自動車販売及び自動車修理

#### ③ その他

当社は、2019年6月1日付で北見三菱自動車販売株式会社の全株式を取得し、同社及び同社が100%出資する子会社オホーツクスズキ販売株式会社を連結子会社としております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、主力事業である木材、デパート、自動車事業の業績不振が大きく、またコロナ禍による休業影響等もあり、大幅な売上高減少となった結果、当連結会計年度において3期連続で営業損失及び経常損失、5期連続で親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

以上の業績に加え、当社グループの有利子負債額は18,333百万円（短期借入金11,632百万円、長期借入金5,280百万円、リース債務1,420百万円）と手元流動性（現預金881百万円）に比し高水準な状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により今後の業績に影響が見込まれ、メインバンクを中心に取引金融機関には継続して経営改善を前提とした支援を要請している状況にあります。

このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、以下の対応策を実行することで、当該状況を早急に解消し、業績及び財務体質の改善に努めてまいります。

##### ①収益改善への対応策

###### i) 不採算事業の見極め、撤退

構造的に不採算事業と判断した場合は当該事業からの撤退を進めるとともに、各事業における拠点の採算性を検証し、かかる不採算拠点の見極めを行ってまいります。

###### ii) 事業収益力の向上

当社発祥の地である函館圏域で主なビジネスを展開しており、今後大きな売上成長が期待しづらいビジネス環境下にあると認識しており、各事業のオペレーション改善を実行してまいります。

###### iii) 管理部門の合理化と営業部門の強化

持株会社体制におけるグループ管理・統制のあり方を見直し、全社グループの管理部門を縮小し、余剰人員の営業部門への再配置を進めてまいります。

###### iv) 販管費削減

当社グループは、当連結会計年度において販売費及び一般管理費（販管費）の削減に努めてまいりましたが、自助努力による一層の販管費削減に努めてまいります。

##### ②財務体質の改善

###### i) 有利子負債の圧縮

減損損失等の処理実行による純資産額の毀損が進んでおり、有利子負債額の圧縮を進めるためには、上記①の対応策だけではなく事業の売却も検討してまいります。

## ii) 資金繰り

設備投資に関しましては、事業会社の設備保全に必要なものを原則としますが、オペレーション改善に資するものについては都度判断してまいります。また、仕入れ・在庫の適正化を徹底し、キャッシュ・フロー改善を図ってまいります。併せてグループ内資金を有効活用し、運転資金の安定的な確保と維持に努めてまいります。現状におきましては、厳しい事業環境を乗り越えるための資金繰りに支障はないと判断しておりますが、メインバンクを中心に取引金融機関に対しましては、引き続き経営改善を前提とした支援を要請してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2020年5月31日現在)

当社グループは、木材、流通、住宅、建設、不動産賃貸、自動車関連、スポーツクラブ、その他事業を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
木 材 事 業	木材・建材資材等の販売
流 通 事 業	百貨店、家具専門店、携帯電話代理店業、消費者ローン（自社ローン）、DIY用品及び食料品の販売、DVD・CDレンタル、書籍・雑誌販売事業
住 宅 事 業	戸建住宅の施工販売及びマンション販売
建 設 事 業	建設工事業
不 動 産 賃 貸 事 業	不動産の賃貸業
自 動 車 関 連 事 業	自動車販売及び自動車修理事業、中古車買取販売事業
ス ポ ー ツ ク ラ ブ 事 業	スポーツクラブ、スイミングスクールの運営
そ の 他 事 業	ケアサービス業、損害保険代理店業及び生命保険募集業、リース業

(6) 主要な営業所等 (2020年5月31日現在)

当社	株式会社テーオー	本社	北海道函館市港町3丁目18番15号
子会社	株式会社テーオーフォレスト	本社	北海道函館市港町3丁目18番13号
		木材事業部	函館支店、パネル工場(函館市)、札幌支店(石狩市)、盛岡支店(盛岡市)、東京支店(東京都練馬区)、九州支店(福岡県春日市)ほか3営業所
		住宅事業部	函館支店(函館市)、青森支店(青森市)
	株式会社テーオーリテイリング	本社	北海道函館市西桔梗町589番地124
		店舗	イエローグローブ(DIY用品販売)29店舗 テーオーストア(食料品販売)1店舗
	株式会社テーオーデパート	本社	北海道函館市梁川町10番25号
	株式会社テーオー総合サービス	本社	北海道函館市港町1丁目17番8号
	小泉建設株式会社	本社	北海道函館市昭和3丁目36番13号
	函館日産自動車株式会社	本社	北海道函館市石川町60番地
	北見日産自動車株式会社	本社	北海道北見市常盤町6丁目2番10号
	北見三菱自動車販売株式会社	本社	北海道北見市本町5丁目10番25号
	株式会社 f i k a	本社	北海道函館市港町3丁目18番15号

(7) 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
木材事業	53名	96名減
流通事業	219名	2名減
住宅事業	14名	11名減
建設事業	32名	2名増
不動産賃貸事業	1名	—
自動車関連事業	265名	53名増
スポーツクラブ事業	12名	1名減
その他事業	91名	1名増
合計	687名	54名減

(注) 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	1名減	41歳4ヶ月	10年9ヶ月

(注) 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社北海道銀行	6,512
株式会社みちのく銀行	3,080
株式会社北洋銀行	2,931
株式会社商工組合中央金庫	1,768
株式会社三菱UFJ銀行	418

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,926,896株 (自己株式2,518,049株含む)
- ③ 株主数 2,902名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
小笠原 康 正	863千株	13.47%
小笠原 孝	592千株	9.24%
損害保険ジャパン株式会社	485千株	7.56%
テーオー取引先持株会	398千株	6.21%
小笠原 正	365千株	5.70%
株式会社北海道銀行	313千株	4.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	301千株	4.69%
株式会社エイチ・アンド・エイ	210千株	3.27%
株式会社みちのく銀行	132千株	2.06%
小笠原 弘	115千株	1.80%

- (注) 1. 当社は自己株式2,518,049株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日に株式会社日本カストディ銀行に商号変更されております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小笠原 康 正	全社統括
取締役副社長	太 田 修 治	全社統括管理部門担当
取 締 役	西 谷 英 樹	
取 締 役	米 塚 茂 樹	米塚茂樹法律事務所 所長
取 締 役	佐 藤 等	佐藤等公認会計士事務所 所長
常 勤 監 査 役	八 木 良 平	
監 査 役	高 橋 徳 友	高橋徳友税理士事務所 所長
監 査 役	菊 地 喜 久	菊地喜久税理士事務所・菊地喜久行政書士事務所 所長 株式会社マネジメントサポート 代表取締役

- (注) 1. 2019年8月29日開催の第65回定時株主総会の終結の時をもって、取締役高田育生氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2019年8月29日開催の第65回定時株主総会において、西谷英樹氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役米塚茂樹氏、佐藤等氏は社外取締役であります。
4. 監査役高橋徳友氏、菊地喜久氏は社外監査役であります。
5. 監査役高橋徳友氏は、税理士であり、財務会計及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役菊地喜久氏は、税理士であり、財務会計及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は取締役米塚茂樹氏及び佐藤等氏、監査役高橋徳友氏及び菊地喜久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 額	報酬等の合計額 (役員退職慰労引当金繰入額を含む)
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3)	32,940千円 (5,040)	38,838千円 (5,250)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	6,660千円 (3,330)	6,868千円 (3,399)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5)	39,600千円 (8,370)	45,706千円 (8,649)

- (注) 1. 上記には、2019年8月29日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました取締役1名を含んでおります。なお、取締役1名は無報酬であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年8月24日開催の第63回定時株主総会において年額150,000千円(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年8月24日開催の第63回定時株主総会において年額24,000千円と決議いただいております。
5. 当期末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。
6. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬の総額  
該当事項はありません。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役米塚茂樹氏は、米塚茂樹法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤等氏は、佐藤等公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋徳友氏は、高橋徳友税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役菊地喜久氏は、菊地喜久税理士事務所・菊地喜久行政書士事務所の所長並びに株式会社マネジメントサポートの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における活動状況

区分及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 米 塚 茂 樹	当事業年度開催の取締役会21回中、すべてに出席し、弁護士としての法曹的な経験・知見に基づき、当社の企業法務やコンプライアンスに対する発言を行っております。
取締役 佐 藤 等	当事業年度開催の取締役会21回中、すべてに出席し、会計士・税理士としての経験・知見に基づき、当社の会計や税務面に対する発言を行っております。
監査役 高 橋 徳 友	当事業年度開催の取締役会21回中、20回に出席し、また、監査役会13回中、12回に出席し、税理士としての経験に基づき、当社の経理システム、リスク管理に対する発言を行っております。
監査役 菊 地 喜 久	当事業年度開催の取締役会21回中、20回に出席し、また、監査役会13回中、12回に出席し、税理士及び行政書士としての経験に基づき、内部監査及び不動産管理に対する発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	67,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

### ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」とする）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理等を遵守した職務執行を行うための行動規範となるコンプライアンスに関する規程を定め、当社グループの取締役及び使用人にコンプライアンスに対する認識を浸透させる。また、その徹底を推し進めるために総務部コンプライアンス室、監査部及び監査役が、それぞれ連携してコンプライアンス体制を統括するものとし、維持、整備及び強化を行うものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その記録媒体に応じて適切に保存及び管理を行い、監査役がこれらの文書の保存及び管理が諸規程に準拠して行われているかを監査するものとする。

### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、事業上のリスク管理に関する基本方針、管理体制等の社内規程を定め、これに基づいたリスク管理体制を構築し、適切なリスク管理を行う。また、当社グループにおける重大なリスクが発生した場合、速やかに担当取締役を決定し、迅速な対応を行い損失を最小限に抑える体制とする。

### ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定例で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの重要事項に関する意思決定を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、執行手続の詳細を定めるものとする。

### ⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するために、グループ会社を含めた会議を定例で毎月1回開催し、企業経営に係る重要な事項を協議し、業績などの報告を受け、企業集団としての連携体制を確立するものとする。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置し当該使用人に対する指揮命令は監査役の指示に従うものとする。また、配置される使用人の任命、異動及び人事考課等については、監査役の意見を尊重して決定し、その独立性を確保するものとする。

⑦ **当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社の事業活動又は業績に著しい影響を与えるおそれのある重要な事項について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。なお、この場合当社の監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いをしてはならないものとする。

⑧ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、当社の取締役会に出席し、かつ、必要に応じて、社内的重要な会議に出席することができる。監査役は取締役職務の執行に係る文書のほかに稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるものとする。

⑩ **反社会的勢力を排除するための体制**

当社グループで定めている行動規範（コンプライアンス・プログラム）で明示している。反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、関係を遮断することを基本としている。また、反社会的勢力からの要求には応じない。法令や企業倫理に反した事業活動を行わないことを指導するとともに内部通報規程を整備している。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されております。当事業年度において取締役会を21回開催し、経営上の重要事項に関する決定及び業務執行の健全かつ適正な運営を徹底しております。また、取締役会には常勤監査役及び社外監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性について確認及び提言を行っております。

### ② コンプライアンス・リスク管理について

当社では、「コンプライアンス基本方針」を掲げ、役職員の行動については「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、教育・研修等を定期的実施することでコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。併せて、内部通報制度の相談窓口(コンプライアンス・ホットライン)の設置等により、コンプライアンス違反行為や疑義に対する体制を整備しております。

また、リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるため、リスク種別ごとの責任部署による対応を基本としておりますが、その対応状況については取締役会等でフォローを行っております。

### ③ 監査役の職務の執行について

イ. 監査役は、当社の代表取締役、取締役、幹部社員及び当社の子会社の取締役を対象に面談を行いました。

ロ. 監査役会は、代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

ハ. 監査役は、当社の内部監査部門である監査部及び総務部との間で積極的な連携を図るため、定期的に会合を開催しました。

### ④ 内部監査の実施について

内部監査実施計画に基づき、当社監査部を中心として当社の業務プロセスについての業務監査を実施するとともに、当社の子会社の内部監査を実施しました。

### ⑤ 財務報告に係る内部統制について

当社及び子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施しました。なお、当事業年度においては、内部統制に関する評価範囲の見直しはありません。

### ⑥ 反社会的勢力排除について

お取引様との契約書及びお客様向けのご利用規約などに、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し倫理・行動規範の教育をすることで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

# 連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,026,446</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,962,107</b>
現金及び預金	881,202	支払手形及び買掛金	4,375,493
受取手形及び売掛金	3,107,735	短期借入金	11,632,985
営業貸付金	785,838	リース債務	376,844
商 品	4,142,709	未払法人税等	80,025
販売用不動産	2,384,123	賞与引当金	115,845
未成工事支出金	79,893	完成工事補償引当金	4,608
そ の 他	737,150	利息返還損失引当金	13,060
貸倒引当金	△92,205	ポイント引当金	80,997
		割賦売上繰延利益	102,658
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,874,439</b>	そ の 他	1,179,588
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,639,920</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,844,148</b>
建物及び構築物	3,418,836	長期借入金	5,280,092
機械装置及び運搬具	669,453	長期預り保証金	385,282
賃貸用資産	2,637,532	リース債務	1,043,885
土 地	3,804,042	退職給付に係る負債	777,360
リース資産	1,070,270	役員退職慰労引当金	142,761
そ の 他	39,783	そ の 他	214,766
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>231,636</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>25,806,256</b>
の れ ん	56,864	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
そ の 他	174,772	<b>株 主 資 本</b>	<b>246,522</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,002,881</b>	資 本 金	1,775,640
投資有価証券	484,098	資 本 剰 余 金	1,943,814
関係会社株式	692,307	利 益 剰 余 金	△2,303,274
長期貸付金	139,091	自 己 株 式	△1,169,657
繰延税金資産	56,588	その他の包括利益累計額	△151,893
そ の 他	878,990	その他有価証券評価差額金	17,226
貸倒引当金	△248,193	退職給付に係る調整累計額	△169,120
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,900,885</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>94,628</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>25,900,885</b>

# 連結損益計算書

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

(単位：千円)

科目		金額	
売上	高価		35,634,121
売上	原価		28,110,894
売上総利益			7,523,226
割賦売上繰延利益	戻入高		113,780
割賦売上繰延利益	繰入高		102,658
差引売上総利益			7,534,348
販売費及び一般管理費			7,909,404
営業外収益			375,056
受取利息及び配当金	20,335		
受取保険金	20,007		
受取手数料	44,167		
その他の	90,218		174,729
営業外費用			
支持払による利息	186,499		
分法による投資損失	131,709		
その他の	34,352		352,562
経常損			552,889
特別利益			
固定資産売却益	6,928		
投資有価証券売却益	71,831		78,759
特別損			
固定資産売却損	665		
固定資産除却損	4,298		
投資有価証券売却損	28,922		
投資有価証券評価損	177,410		
減損	1,149,083		
その他の	5,985		1,366,365
税金等調整前当期純損失			1,840,494
法人税、住民税及び事業税	65,325		
法人税等調整額	23,781		89,107
当期純損失			1,929,602
親会社株主に帰属する当期純損失			1,929,602

# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,775,640	1,945,723	△373,671	△1,169,615	2,178,076
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,929,602		△1,929,602
自己株式の処分		△1,909		5,600	3,691
自己株式の取得				△5,642	△5,642
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△1,909	△1,929,602	△41	△1,931,553
当 期 末 残 高	1,775,640	1,943,814	△2,303,274	△1,169,657	246,522

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△125,061	△306,677	△431,739	1,746,336
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,929,602
自己株式の処分				3,691
自己株式の取得				△5,642
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	142,288	137,557	279,845	279,845
当期変動額合計	142,288	137,557	279,845	△1,651,707
当 期 末 残 高	17,226	△169,120	△151,893	94,628

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社テーオーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐康彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮澤義典 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テーオーホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テーオーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失が発生している状況にあり、また、会社グループの有利子負債は手元流動性に比して高水準な状況にあり、取引金融機関には継続して支援を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第66期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月10日

株式会社テーオーホールディングス 監査役会

常勤監査役	八	木	良	平	Ⓢ
社外監査役	高	橋	徳	友	Ⓢ
社外監査役	菊	地	喜	久	Ⓢ

# 貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,206,991</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,422,611</b>
現金及び預金	56,240	買掛金	1,876
売掛金	3,052	短期借入金	8,301,318
商売用不動産	4,027	1年内返済予定の長期借入金	1,880,828
前渡金	1,574,594	未払金	112,164
前払費用	62,220	未払法人税等	17,396
関係会社貸付金	18,785	未払消費税等	23,290
立替金	1,112,751	未払費用	22,504
その他当金	170,233	リース負債	1,592
貸倒引当金	236,270	前受りの金	37,864
	△31,185	その他	4,609
<b>固定資産</b>	<b>12,934,032</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,153,226</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,566,958</b>	長期借入金	4,626,606
建物	2,260,018	長期預り保証金	332,692
構築物	1,929	退職給付引当金	34,354
機械及び装置	11,884	役員退職慰労引当金	64,468
車両運搬具	2,451	リース負債	1,151
工具器具及び備品	1,215	資産除去債務	82,948
賃貸用資産	2,559,628	長期繰延税金負債	11,005
土地区画整理資産	3,727,288	<b>負債合計</b>	<b>15,575,838</b>
リース資産	2,540	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>32,411</b>	株主資本	540,106
電話加入権	7,113	資本剰余金	1,775,640
ソフトウェア	1,012	資本準備金	1,984,758
その他	24,285	資本準備金	1,167,443
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,334,662</b>	その他資本剰余金	817,314
投資有価証券	386,661	利益剰余金	△2,083,336
関係会社株式	3,880,172	その他利益剰余金	△2,083,336
出資証券	30,587	別途積立金	20,500
長期貸付金	2,000	特別償却準備金	3,619
長期差入保証金	11,353	繰越利益剰余金	△2,107,456
その他当金	24,916	<b>自己株式</b>	<b>△1,136,954</b>
貸倒引当金	△1,030	評価・換算差額等	25,078
		その他有価証券評価差額金	25,078
<b>資産合計</b>	<b>16,141,023</b>	<b>純資産合計</b>	<b>565,185</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,141,023</b>

# 損益計算書

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

(単位：千円)

科目	金額
売上高	1,533,260
売上原価	711,412
売上総利益	821,848
販売費及び一般管理費	652,200
営業利益	169,647
営業外収益	
受取利息及び配当金	42,831
受取保険金	4,094
その他	13,056
営業外費用	
支払利息	158,650
その他	744
経常利益	70,235
特別利益	
固定資産売却益	4,300
投資有価証券売却益	71,831
特別損失	
固定資産除却損	422
投資有価証券売却損	757
投資有価証券評価損	177,410
関係会社株式評価損	484,492
債権放棄損	650,000
減損	908,179
税引前当期純損失	2,074,894
法人税、住民税及び事業税	△42,329
当期純損失	2,032,564

# 株主資本等変動計算書

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				別 途 積 立 金	特別償却 準備金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,775,640	1,167,443	817,314	1,984,758	20,500	5,429	△76,701	△50,772
当 期 変 動 額								
特別償却準備 金の取崩						△1,809	1,809	
当期純損失(△)							△2,032,564	△2,032,564
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1,809	△2,030,754	△2,032,564
当 期 末 残 高	1,775,640	1,167,443	817,314	1,984,758	20,500	3,619	△2,107,456	△2,083,336

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,136,912	2,572,713	△121,852	△121,852	2,450,860
当 期 変 動 額					
特別償却準備 金の取崩					
当期純損失(△)		△2,032,564			△2,032,564
自己株式の取得	△41	△41			△41
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			146,931	146,931	146,931
当期変動額合計	△41	△2,032,606	146,931	146,931	△1,885,675
当 期 末 残 高	△1,136,954	540,106	25,078	25,078	565,185

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社テーオーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐康彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮澤義典 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テーオーホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業利益及び経常利益を計上したが、会社グループの業績は、継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失が発生している状況にあり、また、会社グループの有利子負債は手元流動性に比して高水準な状況にあり、取引金融機関には継続して支援を要請している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月10日

株式会社テーオーホールディングス 監査役会

常勤監査役	八	木	良	平	Ⓔ
社外監査役	高	橋	徳	友	Ⓔ
社外監査役	菊	地	喜	久	Ⓔ

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 テーオービル 4階  
所在地 北海道函館市本町 6 番12号  
電話 (0138) 45-3911



お願い 当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので  
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。